

証券振替決済口座管理規定

第1条（この規定の趣旨）

この規定は、お客さまが社債、株式等の振替に関する法律（以下「振替法」といいます。）に基づく振替制度において取扱う有価証券（国債、地方債及び投資信託を総称して、以下「有価証券」といいます。）に係るお客さまの口座（以下「証券振替決済口座」といいます。）を株式会社滋賀銀行（以下「当行」といいます。）に開設するに際し、当行とお客さまとの間の権利義務関係を明確にするために定めるものです。

- 2 この約款に記載する振替機関とは、振替法の定めるところにより国債は日本銀行、地方債・投資信託受益権（以下「投資信託」といいます。）は株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます。）を指します。なお、地方債とは、当行が取り扱う債券のうち、国債以外のものをいいます。
- 3 また、地方債、投資信託の範囲には、機構の社債等に関する業務規程に定めるものとします。
- 4 当行は、前項にかかわらず、相当の理由があるときは口座の開設および振替による受入れをお断りすることがあります。

第2条（証券振替決済口座）

証券振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として当行が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 証券振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、国債については種別及び内訳区分、地方債・投資信託については内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「質権口」といいます。）と、それ以外の有価証券の記載又は記録をする内訳区分（以下「保有口」といいます。）を別に設けて開設します。
- 3 当行は、お客さまが有価証券についての権利を有するものに限り証券振替決済口座に記載又は記録します。

第3条（証券振替決済口座の開設）

証券振替決済口座の開設には、あらかじめ、お客さまが本規定の各条項を承諾のうえ、当行所定の「証券口座設定申込書」により申し込んでください。その際、犯罪による収益の移転防止に関する法律の規定に従い取引時確認を行います。

- 2 当行は、お客さまから「証券口座設定申込書」による証券振替決済口座開設のお申込みを受け、当行が申込を承諾することにより契約が成立するものとします。
- 3 証券振替決済口座は、この規定に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令及び機構の社債等に関する業務規程その他の定めに従って取扱います。お客さまが、これら法令諸規則及び振替機関が講ずる必要な措置並びに日本銀行の国債振替決済業務規程並びに機構が定める機構の社債等振替業の業務処理方法に従うことにつき約諾し、本規定の交付をもって、当該約諾に係る書面の提出があったものとして取扱います。

第3条の2（共通番号の告知）

お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、振替決済口座を開設するとき、共通番号（番号法第2条第5項に規定する個人番号又は同条第15項に規定する法人番号をいいます。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当行に

告知してください。（お客さまが租税特別措置法施行令第25条の13第14項の規定に該当する場合には、個人番号の告知は不要です。なお法人のお客さまにつきましては当該規定に該当するかを問わず法人番号は必要です。）その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行います。

第4条（契約期間等）

この契約の当初契約期間は、契約日から最初に到来する3月末日までとします。

- 2 この契約は、お客さま又は当行から申し出のない限り、期間満了日の翌日から1年間継続されるものとします。なお、継続後も同様とします。

第5条（当行への届出事項）

「証券口座設定申込書」に押印された印影及び記載された住所、名称等をもって、届出の印鑑、住所、名称等とします。また、指定預金口座を振替口座とし、振替額を引落す場合、当座勘定規定または普通預金規定の定めにかかわらず、当座小切手の振出し、または普通預金通帳および同払戻請求書の提出は必要ありません。

第6条（振替の申請）

お客さまは、証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券について、次の各号に定める場合を除き、当行に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替又はその申請を禁止されたもの
- (2) 法令の規定により禁止された譲渡又は質入れに係るものその他振替機関が定めるもの
- (3) 国債の償還期日または利子支払期日の3営業日前から前営業日までの範囲内において日本銀行が定める期間中に振替するもの
- (4) 地方債の償還期日または繰上償還期日において振替するもの
- (5) 地方債の償還期日、繰上償還期日、定期償還期日または利子支払期日の前営業日において振替するもの
- (6) 投資信託の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替するもの（当行の口座を振替先とする振替を申請する場合を除きます。）
- (7) 投資信託の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます。）中の営業日において振替するもの（当行の口座を振替先とする振替の申請する場合を除きます。）
- (8) 投資信託の償還日翌営業日において振替するもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当行の口座を振替先とする振替の申請する場合を除きます。）
- (9) 投資信託の販社外振替（振替先又は振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、機構の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます。）をするための振替の申請においては次に掲げる日において振替するもの
 - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替する日の前営業日以前に振替の申請する場合を除きます。）
 - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
 - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当行の口座を振替先とする振替の申請する場合を除きます。）
 - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替する日の前営業日）

業日以前に振替の申請する場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合においては、当行の口座を振替先とする振替の申請する場合を除きます。）

ホ 償還日

ハ 償還日翌営業日

(10)振替先口座管理機関において、振替の申請する銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられないもの

2 前項に基づき、お客さまが振替の申請をする場合は、その4営業日前までに、次に掲げる事項を当行所定の依頼書に記入の上、届出の印章（又は署名）により記名押印（又は署名）し提出することが必要です。

(1)減少及び増加の記載又は記録がされるべき有価証券の銘柄及び金額または数量

(2)国債においては、お客さまの証券振替決済口座において減少の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、地方債及び投資信託については、お客さまの証券振替決済口座において減少の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(3)振替先口座及びその直近上位機関の名称

(4)振替先口座において、国債については増加の記載又は記録がされるべき種別及び内訳区分、地方債及び投資信託については、お客さまの振替決済口座において増加の記載または記録がされるのが、保有口か質権口かの別

(5)振替する日

3 前項第1号の金額または数量は、国債・地方債においてはその最低額面金額の整数倍、投資信託においては1口の整数倍（投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が1口超の整数倍の場合、その単位の整数倍とします。）となるよう提示しなければなりません。

4 振替の申請が、証券振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第3号の提示は必要ありません。また、同項第4号については、「振替先口座」を「お客さまの証券振替決済口座」として提示してください。

5 当行に有価証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに有価証券の振替の申請があったものとして取扱います。

第7条（他の口座管理機関への振替）

当行は、お客さまからお申し出があった場合には、他の口座管理機関へ振替することができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申し出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受け付けられない場合、当行は振替の申し出を受け付けられないことがあります。また、当行で有価証券を受け入れるときは、渡し方の依頼人に対し振替に必要な事項（当行及び口座を開設している支店名、口座番号、口座名等）をご連絡ください。上記連絡事項に誤りがあった場合は、正しく手続が行われなことがあります。

2 前項において、他の口座管理機関へ振替する場合には、あらかじめ当行所定の振替依頼書によりお申込みが必要です。

第8条（質権の設定）

お客さまの有価証券に質権を設定する場合は、当行が認めた場合のみ質権を設定するものとし、

この場合、振替機関が定めるところに従い、当行所定の手続きによる振替処理により行います。

第9条（みなし抹消申請又は抹消申請の委任）

証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券が、償還又はお客さまの請求により解約若しくは当行に買取を請求される場合には、国債においては振替法に基づく抹消の申請があったものとみなし、地方債及び投資信託においては、お客さまが当行に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任したものと、当該委任に基づき、当行がお客さまに代わってお手続きします。

第10条（償還金、換金代金及び収益分配金並びに利金の代理受領等）

証券振替決済口座に記載又は記録されている有価証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消又はその申請を禁止されたものを除きます。）の償還金（繰上償還金及び定時償還金を含みます。以下同じ。）、換金代金及び収益分配金並びに利金の支払いがあるときは、次のとおり取扱います。

- ① 国債においては、日本銀行が代理して国庫から受領したうえ、当行がお客さまに代わって日本銀行からこれを受領し、お客さまご指定の口座に入金します。
- ② 地方債においては、支払代理人が発行者から受領してから、資産管理サービス信託銀行株式会社（上位機関）が当行に代わってこれを受け取り、当行が資産管理サービス信託銀行株式会社からお客さまに代わってこれを受領し、お客さまご指定の口座に入金します。
- ③ 投資信託においては、当行がお客さまに代わって当該投資信託の受託銀行からこれを受領し、お客さまご指定の口座に入金します。

第11条（お客さまへの連絡事項）

当行は、有価証券について、次の事項をお客さまに通知します。

- ① 償還期限（償還期限がある場合に限ります。）
- ② 残高照合のための報告
- ③ お客さまに対して振替機関から通知された事項

2 前項の残高照合のための報告は、有価証券の残高に異動があった場合に、法令等の定めるところにより、四半期に1回以上、当該期間中の取引内容、取引後の残高を記載した「取引残高報告書」（以下、「報告書」といいます。）により、残高照合のための報告内容を含めて行います。ただし、お客さまからの請求により、取引にかかる決済後、遅滞なく報告書の交付を求めることができます。この場合、当行所定の手続きにより行います。なお、有価証券の残高に異動がない場合は、原則1年に1回以上報告を行います。

3 報告書の記載事項に不審の点があるときは、すみやかに報告書記載の連絡先（当行管理部門）に直接ご連絡ください。報告書到着後、15日以内に連絡がなかった場合は、その記載事項すべてに承認があったものとします。

4 当行が届出のあった名称、住所にあてて通知を行い又はその他の送付書類を発送した場合には、延着し又は到達しなかったときでも通常到達すべきときに到達したものとみなします。

5 当行は、第2項の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家（金商法第2条第31項に規定する特定投資家（同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項（同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。）の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。）をいいます。）である場合であって、当該お客さまからの第2

項に定める残高照合のための報告（取引残高報告書による通知を含みます。以下本項において同じ。）に関する事項の照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当行が定めるところにより残高照合のための報告を行わないことがあります。

第12条（届出事項の変更手続き）

印章を失ったとき、又は印章、氏名若しくは名称、住所、共通番号その他の届出事項に変更があったときは、直ちに当行所定の方法により手続きしてください。またこの場合、お客さまに「個人番号カード」等および住民票の写し、印鑑証明書、運転免許証その他一定の書類を提示願うことがあります。

- 2 前項により届出があった場合、当行は所定の手続きを完了した後でなければ有価証券の振替又は抹消、契約の解約の請求には応じません。この間、相当の期間を置き、また、保証人を求めることがあります。
- 3 第1項による変更後は、変更後の印影・住所・名称、共通番号等をもって届出の印鑑・住所・名称、共通番号等とします。

第13条（当行の連帯保証義務）

振替機関又は日本証券代行株式会社（上位機関）が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限ります。）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行は、当行がこれを連帯して保証します。

- 1 有価証券の振替手続きを行った際、振替機関又は資産管理サービス信託銀行株式会社若しくは日本証券代行株式会社（上位機関）において、誤記帳等により本来の口数より超過して振替口座簿に記載又は記録がされたにもかかわらず、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた有価証券の超過分（有価証券を取得した者のないことが証明された分を除きます。）の償還金、買取り代金又は解約金等、収益の分配金又は利金の支払いをする義務
- 2 その他、振替機関又は資産管理サービス信託銀行株式会社若しくは日本証券代行株式会社（上位機関）において、振替法に定める超過記載または記録に係る義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

第14条（振替機関において取扱う有価証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知）

当行は、振替機関において取扱う有価証券のうち、当行が指定販売会社となっていない等の事由により取扱いを行わない場合があります。お客さまから問い合わせがあった場合は、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

第15条（解約等）

次の各号のいずれかに該当する場合には、当行はいつでもこの契約を解約することができるものとします。この場合、当行から解約の通知があったときは、直ちに当行所定の手続きをとり、有価証券を他の口座管理機関へ振替えください。なお、第7条において定める振替を行えない場合は、当該有価証券を換金し、現金にて返金することがあります。第4条による当行からの申し出により契約が更新されないときも同様とします。

- 1 お客さまから換金の申出があったとき
- 2 お客さまに相続の開始があったとき
- 3 お客さまがこの規定に違反したとき

- 4 口座残高がなく、かつ今後の購入が見込めないとき
 - 5 やむを得ない事由により、当行が契約の解約を申し出たとき
- 2 前項により、この証券振替決済口座が解約され残高がある場合、またはこの取引が停止されその解除を求める場合には、届出の印章を持参のうえ、当行に申し出てください。

第16条（緊急措置）

法令の定めるところにより有価証券の振替を求められたとき、又は店舗等の火災等緊急を要するときは、当行は臨機の処置をすることができるものとします。

第17条（免責事項）

当行は、次に掲げる場合に生じた損害の責を負いません。

- 1 第12条第1項による届出の前に生じた損害
- 2 依頼書、諸届その他の書類に使用された印影（又は署名）を届出の印鑑（又は署名）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて有価証券の振替又は抹消、その他の取扱いをしたうえで、当該書類に偽造、変造その他の事故があった場合に生じた損害
- 3 依頼書その他の書類に使用された印影（又は署名）が届出の印鑑（又は署名鑑）と相違するため、有価証券の振替をしなかった場合に生じた損害
- 4 災害、事変その他の不可抗力の事由が発生し、又は当行の責めによらない事由により記録設備の故障等が発生したため、有価証券の振替又は抹消に直ちには応じられない場合に生じた損害
- 5 前号の事由により有価証券の記録が滅失等した場合、又は第10条による償還金等のお客さま指定の口座への入金が遅延した場合に生じた損害
- 6 第16条の事由により当行が臨機の処置をした場合に生じた損害

第18条（規定の変更）

この規定の各条項その他の条件は、金融情勢その他の状況の変化その他相当な事由があると認められる場合には、変更する旨、変更後の内容および効力発生時期を予め当行ホームページによる公表その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

- 2 前項の変更は、公表の際に定める1か月以上の相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

（施行期日）

この規定は、令和2年4月1日より適用します。

以 上
(2020.3 代562271号)